

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

	担当課	経営支援課	検索番号	1-0-1
法令名	貸金業法	根拠条項	24条の6の3	
不利益処分	業務改善命令			
<p>(根拠規定) 貸金業法 (業務改善命令) 第二十四条の六の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者の業務の運営に関し、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、当該貸金業者に対して、その必要の限度において、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(処分基準) 愛媛県貸金業者行政処分実施要領</p> <p>第2章 行政処分の基準</p> <p>1 処分の適用 この基準における処分は、資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるとき、又は法が遵守されないことにより、資金需要者等に損害が発生している場合又は損害が発生すると見込まれる場合で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に適用するものとする。 (1) 指導・注意・警告等を行った後においても法令違反が改善されない場合又は改善される見込みがないと認められる場合 (2) その他法令違反が重大で処分をすることが適当であると認められる場合</p> <p>2 処分の対象 処分の対象は、貸金業者（「愛媛県知事登録を受けた貸金業者」をいう。以下同じ。）及び貸金業者の役員、並びに法令違反が行われた営業所等（「営業所又は事務所であって、貸金業を営む者又はその代理人が一定の場所で貸付けに関する業務の全部又は一部を継続して営む施設又は設備」をいう。以下同じ。）とする。 なお、業務停止処分をすべての営業所等に対して行うか、又は、当該違反行為を行った営業所等に対して行うかは、個別の事例に即して判断する。</p> <p>3 【略】</p> <p>4 業務の改善命令 資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、業務の方法の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置を命令する。</p> <p>(その他)</p>				